

【全校】帰りの会

12月23日（火）の帰りの会に、北方署の交通安全課の方に来校いただき、自転車の安全運転に関する講話をしていただきました。

今回の講話の内容は、令和8年4月1日から施行される道路交通法一部改正のポイントについてです。4月からは、自転車等に対する交通反則通告制度（「青切符」による取り締まりを行う反則金制度）が適用になります。反則金制度の対象となる違反行為の例と反則金額は以下の通りです。

- 携帯電話の使用・保持 (12,000円) 遮断踏切立ち入り (7,000円) 信号無視 (6,000円)
- 車道の右側通行 (6,000円) 一時不停止 (5,000円) 無灯火 (5,000円)
- ブレーキ不備等 (5,000円) イヤホンの使用 (5,000円) 並進 (3,000円)
- 二人乗り (3,000円)

※走行中に携帯電話を使用して交通の危険が生じたり、「酒酔い運転」や「妨害運転」など、特に悪質な違反行為は交通反則通告制度の対象外のため、これまで通り赤切符を受け、刑事手続となります。

この制度の対象年齢は16歳以上となるため、中学校在学中に制度の内容を確認することで、卒業後の安全な運転につなげられるよう、講話ををしていただきました。生徒は、講話時に活用したプリント（道路交通法一部改正のポイント）を持ち帰りますので、ご家庭でも話題にしていただき、制度内容等を確かめていただきますよう、よろしくお願いします。

